

○浜松医科大学レンタルラボ等利用要項

(平成 29 年 3 月 3 日要項第 10 号)

改正 平成 31 年 3 月 28 日要項第 10 号 令和元年 11 月 25 日要項第 31 号

令和 3 年 12 月 9 日要項第 47 号 令和 6 年 5 月 9 日要項第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、浜松医科大学施設利用細則（平成 27 年細則第 16 号）第 18 条の規定に基づき、レンタルラボ等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、「レンタルラボ等」とは、民間等外部の機関が利用することができる実験室等をいう。

2 レンタルラボ等は、別表第 1 のとおりとする。ただし、レンタルラボ 1 及び 2 は、主として民間機関に貸し出す実験室等とし、オープンイノベーションスペース 1、2、3、4、5、6 及び 7 は、主として浜松医科大学発ベンチャーの称号を受けたベンチャー企業（以下「大学発ベンチャー」という。）への支援の一環として貸し出す実験室等とする。

(利用者の資格)

第 3 条 レンタルラボ等を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浜松医科大学（以下「本学」という。）と共同研究契約又はそれに準ずる契約等を締結している者
- (2) 競争的研究費を活用し、本学と共同でプロジェクトを実行している者
- (3) 大学発ベンチャー
- (4) その他学長が特に認めた者

(利用の申請及び承認等)

第 4 条 レンタルラボ等の利用を申請する者はレンタルラボ等利用申請書（別記様式第 1。以下「申請書 1」という。）を学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 学長は前項、第 4 項及び第 6 項の申請があったときは、産学連携・知財活用委員会（以下「委員会」という。）で審査のうえ承認するか否かを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 学長は管理上必要な範囲でレンタルラボ等の利用に条件を付することができる。
- 4 レンタルラボ等の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、承認された事項について変更しようとするときは改めて申請書 1 を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。
- 5 レンタルラボ等利用の申請期間は、当該年度とする。ただし、必要があると認めるときは、年度を越えて申請することができる。

6 利用者は、利用期間の更新をする場合、期間満了の3ヶ月前までに改めて申請書1を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。なお、更新の際、第3条に定める利用者の資格を満たさない場合には、申請書1にその理由を記載するものとする。

7 利用者が利用期間を更新できる期間は、本学と共同研究契約若しくはそれに準ずる契約等を締結している期間、競争的研究費を活用し本学と共同でプロジェクトを実行している期間又は学長が特に認めた期間とする。ただし、大学発ベンチャーにおいては、原則3年間とし、他の入居希望者の状況等により、更に1年ごと（最長で合計10年間）更新することができる。

（利用の報告）

第5条 学長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

（立入り）

第6条 学長は、管理上必要があるとき又は緊急の必要があるときは、レンタルラボ等に立ち入り、必要な措置を講じることができる。

（規則等の遵守）

第7条 利用者は、この要項及び利用条件等を遵守しなければならない。

2 学長は、利用者が前項に違反し、又は本学に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

（利用料）

第8条 利用料は別表第2のとおりとする。

2 利用者は、前項に定める利用料及び第9条に係る費用を、本学が発行する請求書に基づき所定の期日までに納付するものとする。

3 利用者は、本学が事前協議において適当と認めた場合に限り、利用料を分納することができる。

4 既納の利用料は、原則として返還しない。

（費用の負担）

第9条 利用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

（1）研究機器・設備の搬入及び撤去に要する費用

（2）廃棄物、廃液等の保管及び処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用

（3）光熱水料

（4）その他利用者の負担とすべき費用

（安全衛生管理）

第10条 利用者は、安全及び衛生のために必要な措置をとらなければならない

（施設の保全義務）

第11条 利用者は、利用承認条件を遵守し、善良な管理者の注意をもってレンタルラボ等を利用しなければならない。

2 利用者は、レンタルラボ等の模様替え、改造その他原状を変更してはならない。ただし、事前に書面をもって学長の承認を得た場合は、この限りではない。

3 利用者は、承認の取消がされたとき又は利用期間が満了したときは、レンタルラボ等を原状に回復しなければならない。

(機器の搬入等)

第 12 条 利用者は、研究に必要な機器類等を搬入しようとするときは、機器等搬入申請書（別記様式第 2。以下「申請書 2」という。）を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会にて申請書 2 を審査して、その結果に基づき承認するか否かを決定し、その旨を利用申請者に通知するものとする。

(損害の賠償)

第 13 条 利用者は、故意又は過失により建物又は設備を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、レンタルラボ等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 3 月 3 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日要項第 10 号)

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 25 日要項第 31 号)

1 この要項は、令和 1 年 11 月 25 日から施行する。

2 この要項の施行の際、現にレンタルラボ等を利用する者に対する第 3 条及び第 8 条の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 12 月 9 日要項第 47 号)

この要項は、令和 3 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(令和 6 年 5 月 9 日要項第 38 号)

この要項は、令和 6 年 5 月 9 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 2 条 2 項関係)

名称	場所	備考 (面積 等)
レンタルラボ 1	サイクロトロン棟 2 階 産学官連携研究室	17 m ²
レンタルラボ 2	サイクロトロン棟 2 階 産学官連携ラボ室	21 m ²
オープンイノベーションスペース 1	医工連携拠点棟 4 階 414 号室	34 m ²
オープンイノベーションスペース 2	医工連携拠点棟 4 階 415 号室	34 m ²
オープンイノベーションスペース 3	医工連携拠点棟 5 階 501 号室(事務用)	36 m ²
オープンイノベーションスペース 4	医工連携拠点棟 5 階 502 号室(事務用)	36 m ²
オープンイノベーションスペース 5	医工連携拠点棟 5 階 503 号室	38 m ²
オープンイノベーションスペース 6	医工連携拠点棟 4 階 412 号室	103 m ²
オープンイノベーションスペース 7	医工連携拠点棟 4 階 418 号室	23 m ²

別表第 2 (第 8 条関係)

種類	料金 (1 m ² あたり 1 か月)
大学発ベンチャー	1,000 円
大学発ベンチャー以外の企業	1,700 円

別記様式第 1 (第 4 条関係)

[別紙参照]

別記様式第2 (第12条関係)

[別紙参照]